

日南市立中部病院医事関係業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

日南市立中部病院における医事業務を行う事業者を、公募型プロポーザル（企画提案協議）方式により選抜するための必要な手続等について定める。

2 委託業務の概要等

- (1) 委託業務名
日南市立中部病院医事関係業務委託
- (2) 委託業務内容
別紙1「日南市立中部病院医事関係業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託業務の場所
日南市大堂津五丁目10番1号
日南市立中部病院
- (4) 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 業務量等
別紙2「日南市立中部病院の概要」のとおり

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 日南市病院事業会計規程（平成21年病院事業管理規程第1号）第90条、日南市財務規則（平成21年日南市規則第50号）第124条並びに第125条の規定に基づき、宮崎県及び日南市の指名停止等入札参加の制限を受けていない者。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 日南市競争入札等参加資格申請登録がなされていること。
- (6) 100床以上の病院における医事関係業務の受託実績があること。
- (7) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手と契約を締結したと認められるとき。

4 応募手続

(1) 仕様書、参加申込書等の配布期間及び配布場所

- ア 配布期間 令和5年1月23日(月)から令和5年2月10日(金)まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 日南市大堂津五丁目10番1号
日南市立中部病院 事務局
電話番号 0987-27-1111
FAX番号 0987-27-2479
E-mail iji@city.nichinan.lg.jp

※ 日南市ホームページ又は日南市立中部病院ホームページからダウンロード可能

日南市：<https://www.city.nichinan.lg.jp/>

日南市立中部病院：<http://chubu.city.nichinan.lg.jp/>

(2) 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・納税証明書(国、宮崎県、日南市の税の未納がない旨の証明。ただし、提出日から起算して6か月前以降に取得したものに限る。)
- ・同種業務実績調書(様式2)
- ・提案書(様式3) ※別様式でも可
- ・見積書(様式指定なし)：人員配置数及び日額単価、消費税、事務管理費等の客観的な判断が可能となる項目及び金額を積み上げて積算根拠を明示し、契約期間合計の金額で見積もること(枠外に月ごとの金額を記載すること。)

(3) 提出書類に関する注意事項

- ア 様式の寸法は日本産業規格A4縦型とし、なるべく片面印刷とすること。
なお、詳細な図面等にあつては日本産業規格A3の折りたたみも可とする。
- イ 見積書は円表示とし、消費税及び地方消費税額を含む総額表示とする。
なお、税額は10%で算定すること。
- ウ 提出部数は13部とし、上記(2)の順に1部ずつ綴じ込みを行うこと。
- エ 代表者の変更等やむを得ない場合、又は仕様書の大幅な変更等により、既提出者と未提出者の間で公平を損なうおそれがある場合を除き、提出書類の訂正又は差し替えは認めない。

オ 書類の作成及び提出に要する経費（プレゼンテーション参加経費を含む。）は、応募者負担とする。

なお、提出書類は返却しない。

カ 提出書類の知的財産権は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）その他の関係法令により別の第三者の権利として保護されるものを除き、応募者に帰属する。ただし、日南市情報公開条例（平成 21 年条例第 17 号）に基づく開示請求があったときは、応募者の権利を侵害しない範囲内で、提出書類の全部又は一部を開示する場合がある。

キ 本手続の正当な競争を妨げない範囲内で、上記（2）に掲げる書類以外に事業概要や業績を示したパンフレット類を提出しても差し支えない。

（4） 書類の提出方法、提出期限及び受付時間

ア 提出方法

持参、郵送又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）に定める信書便をいう。）による。

イ 提出期限

令和 5 年 2 月 10 日（金）午後 5 時まで

ウ 受付時間（持参の場合に限る。）

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

（5） その他

ア 本要領、仕様書等に記載された内容に関する質問及び回答

（ア）本手続に関する質問がある場合、質問書（任意様式）により令和 5 年 2 月 7 日（火）午後 5 時までに電子メールで問い合わせること。

【送信先：iji@city.nichinan.lg.jp】

（イ）質疑に対する回答は、原則として問合せの翌々日（翌々日が土曜日、日曜日又は休日の場合、その直後の平日）午後 5 時までに、その時点で参加申込書を提出している全ての応募者に電子メールで通知する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は実施要領等の追加または修正とみなす。

イ 病院平面図等の閲覧及び院内見学

参加者が提案書の作成及び委託額の見積に必要な場合、上記（1）イの配布場所において随時病院平面図等を閲覧に供する。また、病院運営に支障のない範囲内で院内見学を許可する場合がある。なお、閲覧又は見学を希望する参加者は、上記（4）イの提出期限までに上記（1）イの配布場所に連絡すること。

ウ 辞退

応募手続後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を電子メールで提出すること。

5 選定方法等

公募型プロポーザル方式の選考（1 社のみ参加の場合を含む。）とし、参加者から提出された提案書

の内容、プレゼンテーションの結果及び見積金額等を総合的に審査した上で、契約優先順位を第2位まで決定する。

(1) 参加者によるプレゼンテーション

ア 日 程 令和5年2月13日(月)(日時等は別途参加者に通知する。)

イ 場 所 日南市立中部病院2階会議室

ウ 審査時間 1応募者につき30分以内(説明時間20分、質疑10分の予定)

エ 参加者 1応募者につき5名以内

オ その他 映像等によるプレゼンテーションを希望するときは、あらかじめ申し出ること。

(2) 審査基準

別紙3「日南市立中部病院医事関係業務委託審査基準表」のとおりとする。

(3) 審査結果

プレゼンテーションに参加した全ての応募者に電子メールで通知する。

(4) その他

参加者のいずれもが、委託業務の実施に当たり、病院側が求める最低基準に達していないと判断されるときは、優先順位を決定しない場合がある。

6 失格等

(1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 上記3に定める応募資格を満たさなくなったとき。

イ 参加申込書等に虚偽の記載をしていたことが判明したとき。

ウ 法人又は役員が業務に関して控訴を提起され、若しくは刑の宣告を受けたとき。

エ 本件プロポーザルを公告した以後、審査委員と当該業務に関する接触を求めた者

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたと発注者が判断した場合、又はプレゼンテーションにおいて虚偽の発言をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載や発言をした者に対して日南市競争入札参加資格停止措置要領に規定する資格停止措置を行うことがある。

(3) 契約優先順位が第1位に決定した参加者が上記(1)により失格となった場合において、委託契約の遅延等により病院が損失を被ったときは、当該参加者に損害賠償請求を行う場合がある。

7 契約(随意契約)に関する事項

(1) 契約内容は仕様書及び提案書に基づき決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。ただし、人員配置については、業務の円滑な執行に必要な員数を病院側と協議し、双方合意の上で決定する。なお、契約締結候補者との協議が整わない場合は、第2位の企画提案者と協議を行う。

(2) 委託額の上限は33,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)とする。

※この金額は予定価格であり、契約時の契約価格を示すものではない。

(3) 令和6、7年度については、随意契約を予定とする。

ただし、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額または削除等があった場合には、契約を行わない場合がある。

8 スケジュール

- (1) 提出書類提出期限 令和5年2月10日(金)
- (2) プレゼンテーション予定 令和5年2月13日(月)
- (3) 選定結果通知 令和5年2月20日(月)
- (4) 契約締結予定 令和5年3月上旬

9 その他

- (1) 提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 提案募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を発注者と協議した上で決定するので、事業者の特定をもって提案者の企画提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。